

の休息地点は、5メートル・ラインより内側である。水、その他の持ち込みは、水係（各チーム3名以内・ピブス着用）が5メートル・ラインより内側のプレイヤーの所に持って入ること。うがいした口の中の水やレモン汁、チリ紙等はグラウンドへ捨てない。そのための空のバケツを持って入ること。

- (6) ハーフタイムの時、フィールド・オブ・プレーに入ることの出来る監督ないしコーチは、1名のみとする。（競技規則第6条C2を準用。ルール委員会、レフリー委員会との申し合わせ事項による）
- (7) ホームチームの水係は、レフリーへ水、その他を持って行くこと。
- (8) グラウンドに水を持ち込む場合には安全な容器を用いること。（ビン類不可）
- (9) 芝生グラウンドにつき、必ずキックターを用いること。キックターは試合前にボール係に預けておくこと。
- (10) キックオフ前、ノーサイド後の整列は行わない。また、ラグビーはノーサイドの笛とともに、サイドの隔てがなくなるスポーツである。相手チームのベンチ前に行って挨拶する行為はノーサイド精神に反するので止めること。

7. 安全対策、脳しんとうの報告義務、その他

- (1) 大会参加に当たっては、あらかじめ健康診断を受診する等、プレイヤーの健康管理に充分配慮すること。特に、過去に頭部外傷や脳しんとうを起こしたことがある者は、必ず脳波検査、CT等の検査を受診させること。
- (2) グラウンドで明らかな頭部打撲を認め、その受傷時に応答（意識状態）の異常、あるいは、身体活動の異常が認められるものは、すべて競技規則にいう「脳しんとう」に該当するものと考えて退場させる。試合中に脳しんとうで退場したプレイヤーが出た場合には、チーム責任者は所定の用紙によって報告の義務がある。
- (3) 脳しんとうによって退場した選手は、以後3週間は医師の診断書で認められた場合を除き、試合、練習には参加できない。
- (4) セカンド・インパクト（過去の頭部打撲が後日発症）による重症事故の事例が報告されている。各自、各チームは「安全」が第1優先順位であることを銘記する。
- (5) 日本協会の「競技者個人登録（＝登録者傷害見舞金制度）」、及びスポーツ安全協会の「スポーツ安全保険」の加入手続きに、漏れのないよう充分注意されたい。
- (6) 保険証のコピー、選手の緊急連絡先等は、チーム責任者できちんと管理しておくこと。

服装マナーの乱れは<紳士のスポーツ＝ラグビー>のイメージを著しく傷つけ、品位を貶める行為であり、次代を担う青少年のラグビー離れを招いている元凶である。クラブ選手が先頭に立って服装の乱れを正し、ラグビーの発展に草の根から貢献してゆこう。以下は、競技規則や過去に出された協会通達を総合して記述したものである。

1. 服装の統一

- (1) ジャージ、パンツ、ソックスは、チーム全員統一されていること。不統一の選手、その他服装規定に反した選手は出場できない。
- (2) パンツのスリットライン、ソックスの折り返しの不統一は認めない。チームマークのついたパンツを着用するチームは、全員が統一されていること。
- (3) スパイク／固定式のスタッド（一体形成型ゴム底のもの）であれば、鋭い形状の部分や鋭く隆起している部分がない限り、イボ状またはブレードタイプのもの着用の認めない。取り外し式スタッドの場合には、ブレードタイプの着用は認めない。
- (4) アンダーシャツ／着用する場合には、ジャージと同系色か、黒または紺色のものに限る。色は単色とし、柄およびマークなど（メーカーロゴを含む）のないもの。ジャージのソデより長いアンダーシャツは着用できない。
- (5) アンダーパンツ（スパッツ）／パンツより長いスパッツを着用する場合は、パンツと同色の物、または白に限る。タイトタイプのアンダーパンツは着用できない。
- (6) サポーター類（膝・肘等）／着用する場合にはパンツと同色の物、または白に限る。
- (7) サポーター類を装用しなければならない程度に完治していない場合には試合出場を避けること。
- (8) ヘッドギア（ヘッドキャップ）、ショルダーパット／色規制はないが、<IRBマーク>の付いたもの以外は着用できない。ドレスチェックは型番などではなく、<IRBマーク>の有無のみで判断する。
- (9) ジャージその他の用具に血液が付着した場合には、直ちに取替えなければならない。ジャージの損傷、血液の付着に対処するためのスペア・ジャージを準備すること。

2. ジャージのデザイン

- (1) 各チームは、ファーストジャージの他に、セカンドジャージ（いずれも背番号等の欠番のないもの一式）を準備する。
- (2) ジャージには背番号を表示する。1～15番は先発メンバーとし、16～22番をリザーブメンバーが着用する。フッカーのリザーブは16番、もう一方のフロントローのリザーブは17番とする。その他のリザーブは18番から22番とし、フォワードからバックスへと背番号を付けるものとする。
- (3) ジャージは、エリ付きのもので、ソデは最低肩からヒジまでの長さを有するものであること。胸にマークを付ける場合には、100平方cmを限度とし、1ヶ所のみとする。
- (4) ジャージの素材は、衣類として使用できるものであれば可とする。ジャージは前立のあるもので、前立の長さは80～150mmとする。エリは縦型の場合、高さを35mm以上とする。
- (5) ジャージに胸マークを入れる場合には、全員が統一されていること。不統一なものや、取れたもの等一切認めない。また、破れやほころびは補修し洗濯された清潔なものであること。